

国民年金基金は国民年金第1号被保険者のための制度です！

【富山県建築組合連合会の会員みなさまにお願いしたいこと】

✓ お客様をご紹介ください！

- 「一度話を聞いてみたら？」と、お客様などで国民年金の第1号被保険者の方を裏面の「紹介票」にてご紹介ください！
- ご紹介後の説明は、すべて北陸支部にていたします！

✓ ご不明点は、北陸支部へご照会ください！

- 国民年金基金？聞いたことはあるけど、よくわからない？！
→ご不明点がございましたら、お気軽に北陸支部へご連絡ください！

全国国民年金基金 北陸支部 050-3665-0217

【国民年金基金をご案内する理由】

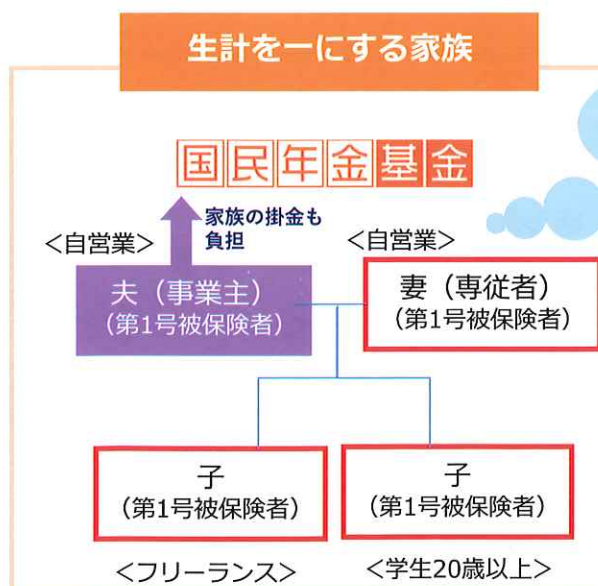
✓ 掛金が全額所得控除の対象！

- 社会保険料控除として、生計同一の親族分も所得控除の対象となるため、ご夫婦やご家族で営んでいる場合は、親族分も所得控除の可能性大！！
- 小規模企業共済とは別に所得控除可能なため、それぞれに加入すると税軽減効果が高まる！

✓ 自営業者等、第1号被保険者に2階部分の年金を！

- 国民年金（1階）しかないため、老後に受け取る年金の厚生年金との差は、約9万円/月（夫婦・単身世帯とも）（厚労省「令和7年度年金額改定について」より全国国民年金基金試算）
- 第2号被保険者の厚生年金（2階）にあたる部分を国民年金基金（国の年金同様に終身年金）で補いませんか？

【加入事例のご紹介】～小規模企業共済と基金で老後資金も税効果もUP～



事業主の夫が、基金の掛金は小規模共済とは別に所得控除されることを知り、奥様とお子様二人の掛金を負担した事例です。合計4人分の掛金が所得控除でき、また、特に「妻とフリーランスの子の老後資金もしっかり準備できる！」とお喜びの声をいただきました。

P ポイント！

- 基金の掛金は、小規模企業共済等控除とは別に所得控除が可能。家族4人加入で、掛け金を負担する夫（事業主）の税軽減効果UP！
- 奥様の年金の準備もサポートできます！

税軽減シミュレーション（概算）

※前提条件の設定方法により、その結果等が異なる場合があります。

軽減額 = 4人分の年間掛金 × 税率

全国国民年金基金

国民年金基金加入希望者紹介票

令和 年 月 日

全国国民年金基金 あて

富山県建築組合連合会

以下の方につきまして、国民年金基金の加入を検討していますので紹介いたします。

フリガナ			
氏名		生年月日	昭和 平成 年 月 日
住 所	〒		
電話番号		性 別	1.男性 2.女性
メールアドレス (任意)			
ご連絡のつきやすい曜日・ 時間などがあればご記入 ください			
備考			

○加入希望者に対しては、以下のことを確認いたしました。

1. 加入希望者は、全国国民年金基金または全国国民年金基金から委託を受けた者から国民年金基金の加入勧奨を受けることに同意していること
2. 加入希望者の個人情報を、国民年金基金の加入勧奨に関する業務以外の目的で利用することはないことの説明を受けたこと

富山県建築組合連合会

〒939-8251 富山市西荒屋25番地の4

TEL 076-428-8255 FAX 076-428-8277

※複数の方をご紹介いただける場合は、それぞれに紹介票を作成してください。